

第 2 2 期 第 2 7 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和5年11月22日（水）午後2時

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 地下1階「サファイア」

3 出席者

| 区 分 | 職 名 | 氏 名 | |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| 委 員 | 会 長 | 富 田 重 基 | |
| | 会長代理 | 立 石 政 男 | |
| | 委 員 | 古 川 今 日 志 | |
| | 〃 | 福 田 隆 一 | |
| | 〃 | 西 崎 昭 一 | |
| | 〃 | 田 村 義 夫 | |
| | 〃 | 山 本 幸 宏 | |
| | 〃 | 尾 野 明 彦 | |
| | 〃 | 野 土 一 公 | |
| | 〃 | 堀 内 精 二 | |
| | 〃 | 黒 滝 洋 子 | |
| | 〃 | 竹ヶ原 公 | |
| | 欠席委員 | 柴 田 武 信 | |
| 〃 | 佐々木 信 昭 | | |
| 〃 | 東 信 行 | | |
| 事 務 局 | 事務局長 | 長 根 幸 人 | |
| | 主任専門員 | 八 島 美 奈 子 | |
| | 非常勤事務員 | 鳴 海 留 美 子 | |
| 県 側 | 水産振興課 | 副 参 事 | 三 橋 潤 一 郎 |
| | | 総括主幹 | 山 形 呈 太 |
| | | 技 師 | 澤 田 篤 |
| | 西北地方水産事務所 | 所 長 | 蝦 名 浩 |
| | 下北地方水産事務所 | 所 長 | 泉 田 哲 志 |

4 提出議案

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

議案第2号：青森県西部海区漁場計画の変更計画（案）について

議案第3号：特定水産資源（まあじ及びまいわし太平洋系群）に関する令和6管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

議案第4号：青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更に
ついて（諮問）

5 審議結果

第1号議案：原案どおり答申することに決定された。

第2号議案：原案どおり答申することに決定された。

第3号議案：原案どおり答申することに決定された。

第4号議案：原案どおり答申することに決定された。

6 議事の経過

会 長

それでは、ただ今から、第22期第27回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員の皆様には、公聴会・協議会に引き続き、第22期第27回委員会の御案内を申し上げたところ、御多忙の中、御出席をいただき感謝しております。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として、議案4件の審議が予定されております。

委員各位の御協力と県の適切な御助言等をいただきながらスムーズに進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える12名の委員の出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

それでは、古川委員と西崎委員の兩名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

議題に入ります。

議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）。

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規定により、今回諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会 長

次に、県からの補足説明があれば、お願ひいたします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第1号につきまして、県から補足説明いたします。

資料を1枚おめくりいただきまして、2ページ目を御覧ください。

いつものように漁業種類、漁業を営む者の資格、許可または起業の認可をすべき船舶等の数について御説明させていただきます。

2ページ目は、なまこ固定式刺し網漁業でございます。

西共第45号ということで、平内町漁協の組合員ということになっております。

許可すべき船舶等の数は1隻となっております。

続きまして、3ページ目でございます。

さめ片側留刺し網漁業でございます。

野辺地町に住所を有する者ということで、野辺地町漁協ということになっております。

許可すべき数は1隻となっております。

おめくりいただいて、4ページ目を御覧ください。

4ページ目からは、小型いか釣り漁業（やりいか）でございます。

4ページ、2段に分かれておりまして、上段は中泊町に住所を有する者ということで、小泊漁協、下前漁協ということになっております。38隻でございます。下段の方は、三厩漁協で4隻となっております。

5ページに続きます。3段に分かれておりまして、上段は、奥戸漁協で10隻、中段は、大間漁協で13隻、一番下は、風間浦漁協易国間支所で1隻となっております。

6ページ目に続きます。3段に分かれている上段、風間浦漁協下風呂で8隻、それから、中段は、野牛漁協で23隻、下段は、尻屋漁協で15隻となっております。

7ページに参ります。7ページ目、白糠漁協で20隻、泊漁協で26隻となっております。

続いて、8ページ目でございます。8ページ目は、たら底建網漁業でございます。

青森市大字清水、又は、青森市大字油川ということで、青森市漁協でございます。

許可すべき漁業者の数は1人ということになっております。

以上で説明の方を終わります。

御審議の方、 よろしくお願いいいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願いいいたします。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

異議なしでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見も特にないようですので、諮問どおり決定したいと思います。

議案第1号については、諮問どおりと決定し、県知事に答申することといたします。

なお、答申文の内容等については、本職に一任願います。

次に議案第2号「青森県西部海区漁場計画の変更計画(案)について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

本件につきましては、先ほど開かれました第5回の協議会において、諮問どおりで差し支えない旨、委員会に諮ることで決定されたところですが、このように答申してよろしいか、御審議いただきたいと思っております。

事務局からの説明は以上です。

御審議のほど、よろしくお願いいいたします。

会 長

次に県から補足説明があればお願いいいたします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

議案第2号につきましては、県からの補足説明はございません。
御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

この議案については、先ほどの公聴会・協議会で協議、話し合いをもった結果についてを議題に、議案に上程したということですので、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第2号については、諮問どおりと決定し、県知事に答申することといたします。

なお、答申文の内容等については、本職に一任願います。

続きまして、議案第3号、「特定水産資源である、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和6年管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」を議題に付します。事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第3号 資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。

件名及び本文、主要部分のみ読み上げます。

諮問書、特定水産資源（まあじ及びまいわし太平洋系群）に関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和5年11月9日付け5水管第2081号で農林水産大臣から通知があったため、漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を別添のとおり定めることとしたいので、同条第2項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規定により、今回、諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

続きまして、県からの補足説明をお願いいたします。

水産振興課 澤田技師

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 澤田技師

それでは、議案第3号「まあじ及びまいしわ太平洋系群に関する令和6管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について」補足説明させていただきます。

3ページを御覧ください。

令和5年11月9日付けで農林水産大臣から本県に該当するものとして、まあじ及びまいしわ太平洋系群に関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分が通知されました。

知事管理区分に配分する数量、いわゆる知事管理漁獲可能量については、漁業法第16条第1項において、県資源管理方針に即して定めることとなっており、同条第2項の規定により、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないこととなっておりますので、貴委員会へ諮問するところです。

2ページ目を御覧ください。

こちらは、知事管理漁獲可能量の設定案です。

今般、本県の知事漁獲可能量の設定をするのは、本県に数量配分のある、まあじ及びまいしわ太平洋系群となります。

また、まあじ及びまいしわ太平洋系群についての配分数量は、現行水準となっております。

これは、各魚種の配分数量を示さず、目安数量を示すことで県の資源管理方針である青森県において、水産資源の保存及び管理を行うための方針に基づき、漁船隻数を漁獲努力量として定めた上で管理を行うものになります。

3ページ目にある国からの通知では、目安数量も示されております。

この数量を超えたとしても、採捕停止命令等がかかるものではありませんが、県から助言・指導等を行う場合がありますので、その点も御理解ください。

以上が、知事漁獲可能量の設定についての補足説明となります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらよろしくお願ひいたします。

委員

（「ありません」の声あり。）

会長

ないようですので、それでは、議案第3号については、諮問どおりと決定し、県知事に答申することといたします。

なお、答申文の内容等については、本職に一任願います。

続きまして、議案第4号「青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第4号 資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。

件名及び本文主要部分のみ読み上げます。

諮問書、漁業法第14条第9項の規定により別添のとおり青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針を変更するに当たり、法第14条第10項の規定に準用する第4項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規定により、今回諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

会長

県から補足説明をお願いいたします。

水産振興課 澤田技師

はい、会長。

会長

はい、どうぞ。

水産振興課 澤田技師

それでは、議案第4号「青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針」以下、県方針と呼ばせていただきます。この変更について、補足説明いたします。

8月の委員会でも諮問し、答申を受けましたが、その後、関係機関から内容について指摘があり、検討の結果、修正が必要な事項が生じたため、今般、再度諮問させて

いただくものです。

なお、この県方針については、国の資源管理方針と、基本方針と連動しており、今後、国の基本方針が変更になった場合、県方針の対応する部分について、都度、修正または追加等の変更を行う必要があることを申し添えます。

2ページ以降の新旧対照表及び7ページ以降の県方針を併せて御覧ください。

まず、9ページから10ページの第8の記載の変更について説明します。

漁業法が改正されたことにより、資源管理に関する基本的な事項を資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に定めることとなり、自主的な取組を定めていた資源管理計画は、資源管理協定に移行することとなりました。

協定への移行にあたり、資源管理協定の対象となる水産資源のうち、漁業法第11条第2項第2号の資源管理目標を定めるにあたって必要な資源評価が行われていない水産資源については、都道府県資源管理方針の別紙3に資源管理の方向性を定めることとなっています。

8月の委員会では、県方針に別紙3-1から別紙3-28までの魚種についての記載を追加するものとして諮問しましたが、今般、1項目追加となったため、別紙3-1から別紙3-29までとして修正するものです。

次に21ページの別紙3-3、まだら北海道太平洋及び27ページの別紙3-9、きあんこう太平洋北部を御覧ください。

第1の水産資源の名称について、元々それぞれに系群と続けて記載していたんですけども、正しくは、系群が付きませんので、軽微な部分ですが、今回、併せて修正させていただきます。

続いて、28ページを御覧ください。

別紙3-10、きあんこう青森県周辺海域（太平洋北部除く）については、新設のものとなっています。これによって、別紙3のその後の番号が一つずつずれることとなっています。

次に36ページ、別紙3-18、いかなご類青森県周辺海域ですが、第2の資源管理の方向性の記載について、関係機関の指摘に基づいて、修正するものです。

最後に43ページから47ページ、別紙3-25から別紙3-29、まこんぶ青森県周辺海域から、やまとしじみ青森県湖沼河川域についてですが、第2の資源管理の方向性の記載について、一部誤りがありましたので、正しい起債に修正したものです。

別紙3-25については、こんぶからまこんぶへの修正も行っています。

以上が、県方針の変更についての補足説明となります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長

ただ今、県からの説明が終わりました。委員各位から、何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

御異議ございませんか。

委員

(「はい」の声あり。)

会長

ありがとうございます。

それでは、議案第4号については諮問どおりと決定し、青森県知事に答申することといたします。

なお、答申文の内容等については、本職に一任願います。

それでは、本日予定した議事を全て終了し、これをもちまして、第22期第27回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

終了 午後2時16分